

新型コロナウイルス感染症に伴う令和4年度入学者選抜における試験期日及び試験実施上の配慮状況
 (総合型選抜・学校推薦型選抜[指定校制・公募制]・外国人留学生及び帰国生選抜)

選 抜		法学部 (第二部を含む)
総合型		新型コロナウイルス感染症の影響により受験できない場合は、「新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う特別措置」に基づき、入学検定料を返還する。
学校推薦型	(指定校制)	新型コロナウイルス感染症の影響により受験できない場合は、当該受験者が在籍する高等学校等からの申し出に基づき協議し、個々の事情に即した特例的な代替措置を講じる。
	(公募制)	(実施しない)
外国人留学生		<p>【第1期】 新型コロナウイルス感染症の影響により受験できない場合は、「新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う特別措置」に基づき、入学検定料を返還し第2期への振替受験を案内する。</p> <p>【第2期】 新型コロナウイルス感染症の影響により受験できない場合は、「新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う特別措置」に基づき、入学検定料を返還する。</p>
帰国生		受験できない場合は、「新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う特別措置」に基づき、入学検定料を返還する。